

阿見町 妊婦支援給付金 申請のご案内

阿見町妊婦支援給付金とは？

妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的として、妊婦のための支援給付として妊婦支援給付金を支給します

	妊婦支援給付金(1回目)	妊婦支援給付金(2回目)
対象者	胎児心拍が確認された妊婦	出生届等で胎児の数が確定している産婦
支給時期	医師による胎児心拍の確認ができたら	出産後の訪問時に申請書を配布
助成額	5万円	5万円（こども1人あたり）
申請時に必要なもの	<input type="checkbox"/> 阿見町妊婦給付認定申請書 <input type="checkbox"/> 阿見町妊婦支援給付申請書兼請求書 <input type="checkbox"/> 身分確認ができるもの（マイナンバーカード・運転免許証・在留カードなど） ※個人番号の記入が必要となりますのでお持ちください <input type="checkbox"/> 妊産婦名義の口座がわかるもの（キャッシュカード・通帳など）の写し ※キャッシュカードの場合、口座番号・名義人氏名がわかるようにご準備ください	
申請までの流れ	①医師による胎児心拍を確認してもらう ②おやこ支援課で必要書類を記入し、妊婦認定を受ける ③妊婦支援給付金の申請を行う ※母子健康手帳、妊婦健康診査受診券の交付も同時に行えます	①出産後、町の赤ちゃん訪問を受ける ②赤ちゃん訪問の時に申請書兼請求書を受け取る ③必要書類を揃えて提出する ※里帰り出産等でやむを得ない事情がある場合は、別途対応します
申請期限	胎児心拍の確認日より2年間	出産予定日の8週間前の日より2年間
支給のお知らせ	支給決定通知書を送付（1回目については、妊婦認定通知も送付します）	

注意事項

- ・給付金を受け取るためには、申請書類の提出等の手続きが必要です。
- ・転入、転出の方の申請についてはご相談ください。
- ・申請書類に不備があると支給できない場合があります。事前によくご確認をお願いします。
- ・医師により胎児心拍が確認されていれば、出産前にお子様を亡くされた方（流産・死産・人工妊娠中絶された方）も対象となります。

<問い合わせ先>

〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 (総合保健福祉社会館『さわやかセンター』内)

阿見町役場 おやこ支援課

TEL : 029-888-2943

(8:30~17:15 土日祝を除く)